

## 第2章 会派について

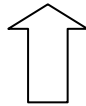
## (会派) (案1)

市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

## (会派) 第1項 (案2)

市議会議員は、同一の理念を共有する議員の集まりとして、会派を結成することができる。



## ○会派について (考え方)

## ①同一の理念を共有する議員の集まり

(複数の議員で結成される)

※他条例 (政務調査費の交付に関する条例) 等との整合性  
政策法務的にどうか

## ②同一の理念を共有する議員の集まり

この場合において、所属議員が1人であっても、会派とする

(複数の議員で結成されるが、1人でも結成できる)

※法制執務的な規定の書き方として検討する余地がある。

「この場合において」は、主たる文章の趣旨を補足的に説明し、又はこれと密接な関係を持つ内容の事項を続けて規定する場合に用いる。

## ③議会活動を円滑に行うため

(基本的事項を定める条例、理念的なものと考えた場合)

## 各会派の意見

### (自民党)

- ・議員は、同一の理念を共有する議員の集まりとして、会派を結成することができる  
(複数の議員で結成)

### (新政会)「あり方研究会の案と制度等検討会の案」

- ・議員は、民意を堅実に受け止め、政策立案、政策決定、政策提言等を効果的かつ効率的に市政に反映させるため、同一の理念を共有する議員の政策集団の組織として、会派を結成することができる。この場合において、所属議員が1人であっても、会派とすることができる。

(1人会派も認める)

- ・会派は、議会活動及び議員活動の基本方針の認識の下に、市民福祉の向上及び市民福祉によるまちづくりの推進を図るため、議会活動を行うものとする。
- ・会派の代表者をもって代表者会議を設置することができる。代表者会議は別に定める事項について審議するものとする。(制度等検討会案)

### (公明党)「あり方研究会の案」

### (共産党)「あり方研究会の案」

### (静友クラブ)「あり方研究会の案と北九州市議会(第2項)」

- ・会派は、議会活動及び議員活動の基本方針の認識の下に、市民福祉の向上及び市民福祉によるまちづくりの推進を図るため、会派内で十分な討議を行うものとする。  
(あり方研究会案第5条第2項の「図るため、」の後を「会派内で十分な討議を行うものとする。」と変えたらどうか。)

### (虹と緑)

- ・議会活動を円滑に実施するため、会派を結成する

### (市民自治福祉クラブ)「あり方研究会の案」

- ・会派間の協議、合意形成に努める

### (市民クラブ)「あり方研究会案と北九州市議会参考」

- ・会派内で十分な討議
- ・政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### (清庵クラブ)

- ・議会の運営を円滑にするため、会派を結成する